

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和元年12月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900125号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900030号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年12月18日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年12月18日の標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月18日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間に支払われた賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された「15冬期賞与」の明細書並びにA社から提出された請求者に係る「15冬期賞与」の賃金台帳、「15冬期賞与」の明細書の事業所控及び「15

冬期賞与」の賞与明細一覧表によると、平成27年12月18日に請求者に対して、賞与10万円、褒賞金1万3,988円、合計11万3,988円が支給され、当該賞与から8,737円の保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、A社は、請求期間において、社会保険事務及び給与事務は代表取締役である事業主が担当しており、請求者はB業務に従事し、社会保険事務及び給与事務には関与していなかった旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された「15冬期賞与」の明細書並びにA社から提出された請求者に係る「15冬期賞与」の賃金台帳、「15冬期賞与」の明細書の事業所控及び「15冬期賞与」の賞与明細一覧表により確認できる保険料控除額から、9万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月18日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者から提出された「15冬期賞与」の明細書並びにA社から提出された請求者に係る「15冬期賞与」の賃金台帳、「15冬期賞与」の明細書の事業所控及び「15冬期賞与」の賞与明細一覧表によると、平成27年12月18日に請求者に対して、標準賞与額11万3,000円に相当する賞与及び褒賞金が支給されていることが確認できる。

また、A社から提出された請求者の上記褒賞金に係る内訳資料によると、当該

褒賞金の内訳は、同社から提出された褒賞基準書の第8項及び第9項により支給されたものであることが確認できるところ、C年金事務所は、当該褒賞基準書の第8項及び第9項により支給された褒賞金は、厚生年金保険法第3条第1項第4号に規定される賞与に該当する旨回答している。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900126号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900031号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年12月18日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年12月18日の標準賞与額を11万5,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月18日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間に支払われた賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された「15冬期賞与」の明細書並びにA社から提出された請求者に係る「15冬期賞与」の賃金台帳、「15冬期賞与」の明細書の事業所控及び「15

冬期賞与」の賞与明細一覧表によると、平成 27 年 12 月 18 日に請求者に対して、賞与 10 万円、褒賞金 1 万 5,500 円、合計 11 万 5,500 円が支給され、当該賞与から 8,737 円の保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A 社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、A 社は、請求期間において、社会保険事務及び給与事務は代表取締役である事業主が担当しており、請求者は B 業務に従事し、社会保険事務及び給与事務には関与していなかった旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された「15 冬期賞与」の明細書並びに A 社から提出された請求者に係る「15 冬期賞与」の賃金台帳、「15 冬期賞与」の明細書の事業所控及び「15 冬期賞与」の賞与明細一覧表により確認できる保険料控除額から、9 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 12 月 18 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者から提出された「15 冬期賞与」の明細書並びに A 社から提出された請求者に係る「15 冬期賞与」の賃金台帳、「15 冬期賞与」の明細書の事業所控及び「15 冬期賞与」の賞与明細一覧表によると、平成 27 年 12 月 18 日に請求者に対して、標準賞与額 11 万 5,000 円に相当する賞与及び褒賞金が支給されていることが確認できる。

また、A 社から提出された請求者の上記褒賞金に係る内訳資料によると、当該

褒賞金の内訳は、同社から提出された褒賞基準書の第8項及び第9項により支給されたものであることが確認できるところ、C年金事務所は、当該褒賞基準書の第8項及び第9項により支給された褒賞金は、厚生年金保険法第3条第1項第4号に規定される賞与に該当する旨回答している。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準賞与額を11万5,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900175号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900032号

第1 結論

請求期間⑧について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成20年8月5日、標準賞与額を27万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑨について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成20年12月19日、標準賞与額を33万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑩について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年8月5日、標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

請求期間⑪について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年12月18日、標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑫について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成22年8月10日、標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑬について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成22年12月18日、標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑧から⑬までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間⑧から⑬までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年8月
③ 平成16年12月
④ 平成17年8月

- ⑤ 平成17年12月
- ⑥ 平成18年 8 月
- ⑦ 平成18年12月
- ⑧ 平成20年 8 月
- ⑨ 平成20年12月
- ⑩ 平成21年 8 月
- ⑪ 平成21年12月
- ⑫ 平成22年 8 月
- ⑬ 平成22年12月

私は、請求期間①から⑬までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑬までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑧から⑬までについて、A事業所から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は請求期間⑧から⑬までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間⑧から⑬までに係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間⑧は27万8,000円、請求期間⑨は33万8,000円、請求期間⑩は29万円、請求期間⑪、⑫及び⑬は24万2,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、上記賃金台帳から、請求期間⑧は平成20年8月5日、請求期間⑨は同年12月19日、請求期間⑩は平成21年8月5日、請求期間⑪は同年12月18日、請求期間⑫は平成22年8月10日、請求期間⑬は同年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑧から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所又は年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①から⑦までについて、A事業所は、請求期間①から⑦までに係る貸金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑦までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900176号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900033号

第1 結論

請求期間⑧について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成20年8月5日、標準賞与額を8万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑨について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成20年12月19日、標準賞与額を8万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑩について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年8月5日、標準賞与額を8万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑪について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年12月18日、標準賞与額を8万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑫について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成22年8月10日、標準賞与額を8万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑬について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成22年12月18日、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

請求期間⑧から⑬までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月

② 平成16年8月

③ 平成16年12月

④ 平成17年8月

⑤ 平成17年12月

⑥ 平成18年8月

- ⑦ 平成18年12月
- ⑧ 平成20年 8月
- ⑨ 平成20年12月
- ⑩ 平成21年 8月
- ⑪ 平成21年12月
- ⑫ 平成22年 8月
- ⑬ 平成22年12月

私は、請求期間①から⑬までにおいて、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を控除されていたと思うが、国の記録では、請求期間①から⑬までに係る賞与の記録が無い。請求期間①から⑬までの賞与を標準賞与額として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑧から⑬までについて、A事業所から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間⑧から⑬までにおいて事業主から賞与を支給されているものの、当該賞与から保険料を控除されていなかったことが確認できる。

したがって、請求期間⑧から⑬までに係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額から、請求期間⑧は8万1,000円、請求期間⑨から⑫までは8万3,000円、請求期間⑬は10万円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、上記賃金台帳から、請求期間⑧は平成20年8月5日、請求期間⑨は同年12月19日、請求期間⑩は平成21年8月5日、請求期間⑪は同年12月18日、請求期間⑫は平成22年8月10日、請求期間⑬は同年12月18日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

一方、請求期間①から⑦までについて、A事業所は、請求期間①から⑦までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑦までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900179号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900007号

第1 結論

請求期間①及び②については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月から昭和63年9月まで

② 平成元年9月から同年10月まで

国の記録によると、請求期間は国民年金の納付の記録となっていないが、これまでに、私の氏名のふりがなや漢字の間違いが数多くあり、現に、平成9年1月1日交付の基礎年金番号通知書に印字されている氏名の漢字も相違し、社会保険事務所(当時)による訂正が行われている。請求期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付は両親が行っていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その両親が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の保険料を納付していた旨主張しており、請求者は、請求期間①及び②に係る保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況等が不明である上、請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

また、請求者は請求期間①及び②においてA市に居住していたとしているところ、国民年金の記録について、同市は、同市が保有していた年金記録はすべて社会保険庁(当時)に提出しているため、現在保有している年金記録は無い旨回答している。

一方、請求期間①及び②当時国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、請求者は、過去に自身の氏名のふりがなや漢字について間違えられたことが多々あると陳述していることから、請求者から具体的に列挙された氏名を含めた複数の氏名で、国民年金手帳記号番号検索システムによるB

県管内に払い出された国民年金手帳記号番号の検索及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

また、日本年金機構が保管する「国民年金手番配当簿」により昭和 58 年 2 月 2 日から平成 2 年 5 月 17 日までの期間に社会保険事務所から A 市に対して払い出されたことが確認できる国民年金手帳記号番号のオンライン記録を確認したところ、当該記録の中に請求者の氏名は見当たらず、ほかに請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、請求期間①及び②に係る保険料の納付書は発行されず、請求者の両親が保険料を納付することはできない。

このほか、請求者の両親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900174号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900034号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月20日

② 平成16年8月5日

③ 平成16年12月20日

④ 平成17年8月5日

⑤ 平成17年12月20日

私は、請求期間①から⑤までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑤までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑤までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑤までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑤までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900182号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900035号

第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月

② 平成16年8月

③ 平成16年12月

④ 平成17年8月

⑤ 平成17年12月

⑥ 平成18年8月

⑦ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑦までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法に

ついて、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900185号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900036号

第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月

② 平成16年8月

③ 平成16年12月

④ 平成17年8月

⑤ 平成17年12月

⑥ 平成18年8月

⑦ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑦までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法に

ついて、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900187号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900037号

第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月

② 平成16年8月

③ 平成16年12月

④ 平成17年8月

⑤ 平成17年12月

⑥ 平成18年8月

⑦ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑦までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法に

ついて、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900189号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

私は、請求期間において、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間に係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間に係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間に係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間に係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。